

平成 29 年度第 2 回熊本市メディカルコントロール協議会

－ 議事録（要旨） －

開催日時 平成 30 年 3 月 14 日 18:00～20:00

開催場所 熊本市消防局 2 階 広域防災センター 視聴覚室

【出席者】

■ 委 員

熊本市医師会	宮本 大典委員
熊本大学医学部附属病院	笠岡 俊志委員
熊本医療センター	櫻井 聖大委員
熊本赤十字病院	桑原 謙 委員（議長）
済生会熊本病院	前原 潤一委員
熊本地域医療センター	平井 信孝委員
熊本市民病院	佐藤 幸治委員
熊本 A C L S 協会	田代 尊久委員
救急救命九州研修所	畑中 哲生委員
	以上 9 名

【出席者】

（熊本市側）

消防局

救急課	課長	西岡	和男
	副課長	清永	正

情報司令課	代理	池松	英治
	代理	山本	貴宏
	班員	高田	翔

■ 事務局

救急課

指導班	主査	宮本	和臣
	主任	平川	雅敏

管理班	主査	中野	正信
	主任	上長	禎
	班員	坂本	昌彦

平成29年度第2回熊本市メディカルコントロール協議会

(次第)

- 開 会
- 救急課長挨拶
- 議 題 (要旨)

<p>議題 1 事務局</p>	<p>【針刺し等汚染事故対応マニュアルの改定について】(資料 1)</p> <p>改定に至った経緯として、汚染事故が発生した場合の検査等については、まず搬送先医療機関に依頼するが、そこで検査等が行えない場合、熊本市市民病院と国立病院機構熊本医療センターに対応を依頼している。しかし、熊本地震の影響で熊本市市民病院が対応困難となったことを受けて新たに熊本大学医学部付属病院を加えた3ヶ所にしたいと考えている。</p> <p>また、現在のマニュアルは、救急隊自らの行為による負傷について定めたものであるため、医療機関側、家族等の第三者が負傷した場合の対応も定めておく必要性が生じたため改正の運びとなった。</p> <p>事故発生時の対応については、ページ 1 の 2 に示すとおり、各職員（救急隊、情報司令課、救急課）が即時連携し連絡体制を取ることにしている。（チェックリスト使用）</p> <p>事故対策費用等については、ページ 2 の 6 に示すとおり、総務課と救急課が連携を図る内容としている。</p> <p>今後の進め方については、この会議で関係機関のご意見を伺った上で、マニュアル案を作成し、委員の皆様への承諾を頂き決定したいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>針刺し等汚染事故が発生した場合の対象者に救急車同乗実習生と記載されているが、その範囲を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、当市消防局が受入れているのは、自衛隊員、救急救命士専門学校生、熊本大学医学部学生である。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>ページ 3 の 6 (4) に汚染事故等による検査、治療費等の負担については原則、過失側とする。とあるが、どのような意味合いか教えてください。</p> <p>事故の発生には、公務中に職員が負傷した場合と職員が第三者を負傷に至らせた場合の2つが想定される。この場合の過失側とは、後者の職員が第三者を負傷に至らせた場合のことで、その過失の割合に応じ市の財政で対応するという意味である。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>感染源の検査費用については、どのような取扱いか教えてください。</p> <p>公務災害の場合は、公務災害基金の支払いに該当しないため、市の財政で対応することとなる。（費用等事務担当は、救急課）</p>
<p>委員</p>	<p>チェックリスト内の暴露された人のうち、搬送先医療機関の者とは、どのような意味合</p>

事務局	いか教えて頂きたい。 病院側の職員を想定している。 また、チェックリストは、救急車内に積載し、即時に対応できるよう整備する。
議長 各委員	その他、ご意見ご質問はないか。 なし

■ その他

■ 閉 会